

北海道医療大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024 年度大学評価の結果、北海道医療大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総評

北海道医療大学は、建学の理念を「知育・徳育・体育 三位一体による医療人としての全人格の完成」と定めている。それに基づく教育理念として、大学は「確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する」、大学院は「人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与する」を定めている。これらの実現のため、「教育の充実」を始めとした 7 項目の重点課題を設定した 2020 年度～2024 年度までの中期計画を定めている。中期計画には、前回の大学評価（認証評価）結果で指摘された課題の対応も取り入れ、実現に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、全学的な方針を定めており、内部質保証の推進に責任を負う組織として「点検・評価全学審議会」（以下「全学審議会」という。）を設置し、その下に「部局別点検・評価委員会」として各学部・研究科の「点検・評価委員会」を設けている。さらに、外部評価組織として「アドバイザリーボード」を設置し、点検・評価の結果を「全学審議会」に報告する仕組みになっている。しかし、学部・研究科以外の「附属研究所等点検・評価委員会」「医療機関点検・評価委員会」などでは、明確な規程がないうえ、自己点検・評価は十分に行われているとはいえないため、改善が求められる。また、実態としては、「全学審議会」は「部局別点検・評価委員会」からの報告を受けて、追認するにとどまっており、必ずしも十分に内部質保証の推進主体として機能していない。そのため、「全学審議会」が教学マネジメントの観点からも全学的な内部質保証として改善・向上を促す組織として機能するよう、改善が求められる。

教育に関しては、学部・研究科ともに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、これらに基づき教育課程を体系的に編成している。特徴的な教育として、医療系総合大学として

の特性を生かして「多職種連携教育の充実」に取り組むことを中期計画に定め、1年次に全ての学生が学部横断で「多職種連携入門」を学び、そのうえで学部横断型の演習科目を設けている。その一例として「全学連携地域包括ケア実践演習」では、大学が所在している自治体の地域包括ケアシステムの一環にある附属施設「地域包括ケアセンター」の利用者を訪問し、利用者の声から生活や人生の質を考えることを実践しており、医療系の総合大学としての特性を生かし、全ての学生が多職種連携の考え方を学んだうえで、実践できるよう段階的な教育を行っていることは、優れた取り組みとして高く評価できる。

その他の取り組みとして、学生への支援として、全ての学部で「学生担任」を置き、特に1年次、2年次に対しては学習面だけでなく生活についての相談にも乗るなど、手厚い対応を行っている。また、学生の受け入れにおいては、毎年、入学者追跡調査として選抜区分ごとの進級率や卒業率、国家試験の合格率などを把握し、入学者選抜方法の見直しや入学前教育の改善に生かしている。さらに、社会貢献に向けた取り組みについては「地域包括ケアセンター」では、既述の多職種連携教育とも連携し、生活支援を含む地域医療支援に携わり、「地域連携推進センター」では、地域住民に対する生涯教育や道内の各自治体との包括協定に基づく地域の医療・福祉等に関する課題解決を担っている。

一方で、既述の内部質保証体制の整備・機能に加え、改善すべき課題もいくつか見受けられる。医療技術科学研究科臨床検査学専攻修士課程以外の研究科では、学位授与方針に修得すべき知識・技能・態度など当該学位にふさわしい学習成果を示しておらず、心理学部臨床心理学科では、教育課程の編成・実施方針に教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。また、一部の研究科では、特定課題研究の研究成果の審査基準を定めていないため、これを定める必要がある。学生の受け入れに関して、一部の学部・学科では、定員超過・定員未充足が生じており、適切な定員管理の在り方を検討されたい。さらに、教員の資質向上に向けて、組織的かつ多面的なファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を概ね実施しているものの、一部の研究科では、大学院教育の教育改善に特化したテーマを取り扱った活動を行っていないため、これを実施することが望まれる。

以上のことから、当該大学は、薬学、歯学、看護や福祉、リハビリテーション等の医療分野の総合大学として地域医療で必要とする専門職業人の育成に取り組んでおり、現在、大学が所在する地域における医療に関する課題解決を担う重要な拠点となっている。今後は、新たなキャンパスへの移転後も大学の特性を生かして地域社会に貢献する大学として発展していくことを期待したい。そのためにも、専門の異なる学部・研究科の取り組みを尊重しつつ、大学全体としてマネジメントする体制を確立し、大学としての内部質保証システムを十分に機能させて、諸課題の改善につなげるとともに、特色ある取り組みの成果を検証して、より一層伸長させていくことが期待される。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

大学は、教育本来の理想を知育、徳育、体育の合一的実現とし「知育・徳育・体育 三位一体による医療人としての全人格の完成」を建学の理念に定めている。それに基づく教育理念について、大学は「確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する」、大学院は「人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与する」ことを定めている。

上記の教育理念に基づき、大学の教育目的を「深く専門の学術を教授・研究し、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成」することと定めている。これを踏まえ、大学全体の教育目標について、「幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養」「専門知識および技術の修得」「自主性・創造性および協調性の確立」「地域社会ならびに国際社会への貢献」を定めている。これらを基に学部・学科ごとに教育理念・教育目的・教育目標を定めている。

大学院も同様に、大学院の教育目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成」することと定めている。これに基づき、研究科ごとに教育理念・教育目的・教育目標を定めている。

以上のことから、建学の理念と大学、大学院の教育理念に基づき、大学・大学院の教育目的、更にそれに基づく学部・学科、研究科ごとに、教育理念・教育目標・教育目的を適切に定めている。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

建学の理念、大学・大学院の教育理念・教育目的及び学部・研究科の教育理念・教育目的は、「北海道医療大学学則」（以下「学則」という。）及び「北海道医療大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に明示している。例え

ば、リハビリテーション科学部理学療法学科の教育目的は「豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的および国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての理学療法士の養成」としている。

上記の建学の理念、大学・大学院の教育理念・教育目的及び学部・研究科の教育理念・教育目標・教育目的はホームページ、学生便覧及びシラバスに掲載し、公表と周知を適切に行っている。

以上のことから、建学の理念、大学・研究科の教育理念・教育目的及び学部・研究科の教育理念・教育目標・教育目的を適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

18歳人口の減少等、大学環境を取り巻く環境が厳しいなかでも「選ばれる大学」であり続け、「全国的にブランド力がある医療系総合大学としての地位を獲得する」をビジョンとした中期計画（2020年3月20日から2025年3月31日まで）を策定した。ビジョン実現のために「教育の充実」「大学院の充実」「研究の推進」「グローバル化の推進」「地域連携の推進」「学生の受け入れ」「経営管理」の7つの重点課題を設定している。大学の教育理念・教育目的を達成するために中期計画の実現に向け、策定プロセスで学部長会議、常任理事会、理事会などの法人及び大学の各議決機関で妥当性の検証を行い、達成に向けた予算配分と検証、執行管理を行いながら進めている。

2023年に行われた文部科学省による学校法人運営調査及び認証評価結果も踏まえ、中期計画の後半期及びその先の中長期計画について、新キャンパスの設置を含めた検討プロジェクトを発足している。認証評価で指摘された入学者数比率、在籍学生数比率、編入学生数比率の課題は現在も継続している。その課題の改善に向け、中長期計画として、学園全体及び部門別に教育の充実、学生受け入れ、休退学の対応の計画を定め、大学の魅力向上に努力している。

以上のことから、大学の教育理念・教育目的、各学部・研究科における教育理念・教育目標・教育目的を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「内部質保証のための全学的な方針

及び手続について」を定め、そのなかで内部質保証を「教育理念・教育目的等を実現するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果に基づく改善を推進することにより、質の向上を図り、教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し、証明していく恒常的・継続的プロセス」と定義し、全ての教職員の理解を促し、組織的・継続的に取り組むものとしている。

また、このなかで、内部質保証に係る組織と権限・役割分担についても定めており、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針として「企画・設計及び運用の状況について、全学審議会及び各学部・研究科点検・評価委員会が中心となり、検証を行う」等、5つの事項を定めている。この全学の方針に基づき、大学全体、各学部（学科）・研究科（専攻）、授業科目の各レベルで教育活動の企画・設計を行い、それに基づき実際の運用を行い、運用状況について「全学審議会」及び「部局別点検・評価委員会」が中心となり検証を行うとしている。

なお、これらの方針については、ホームページで公表しており、各部局に周知・共有している。

以上のことから、内部質保証のための全学の方針及び手続は適切に明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2020年の「全学審議会」において、「点検・評価規程」を見直し、「全学審議会」を全学内部質保証推進組織として位置づけている。同審議会の構成員は学長、副学長、学部長、研究科長、総合図書館長、大学病院長、歯科衛生士専門学校長、予防医療科学センター長、先端研究推進センター長、歯科クリニック院長などの役職教員及び部長以上の事務局部門長とし、全学的自己点検・評価と学部や部局の取り組みの集約、内部質保証P D C Aサイクルの中心としての役割と統括を担うとしている。

大学における内部質保証は「全学審議会」が中心となり、「部局別点検・評価委員会」「アドバイザリーボード」の3つの会議体で構成している。「部局別点検・評価委員会」として、各学部・研究科の「点検・評価委員会」「専門学校点検・評価委員会」「医療機関点検・評価委員会」「附属研究所等点検・評価委員会」「事務局点検・評価委員会」を設けている。

「全学審議会」は、全学的な事項についての自己点検・評価及び改善計画の策定・改善の実施に至るプロセスが全学及び各部局において恒常的・継続的に実行されるよう推進する役割を担う体制としている。ただし、項目③で後述するように点検・評価に基づく改善は、主に各学部・研究科で行っていることから、「全

学審議会」が内部質保証の推進主体として十分にその役割を果たしているとはいえず、機能面では課題が見受けられる。

また、「全学審議会」のもとに複数名の外部有識者で構成する「アドバイザーボード」を設けている。「アドバイザーボード」に対し、4年間で全ての点検・評価項目を評価できるよう年度ごとに項目を分割して依頼している。その結果については、評価報告書という形で「全学審議会」に提出しているものの、内部質保証のための全学的な方針及び手続における「アドバイザーボード」の役割については不明確であり、これを明示し公表することが望まれる。

以上のことから、内部質保証の推進主体として「全学審議会」を設け、これを中心とした内部質保証システムを設けている。ただし、項目③で後述するように点検・評価に基づく改善は、「全学審議会」が改善・向上に向けた支援を行っているとはいえず、機能面では課題がみられる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

教育や学習支援、内部質保証、大学運営等の大学の基本方針として、「教育に関する基本方針」を定めている。具体的には、建学の理念に則った教育理念・教育目的・教育目標に基づき、それぞれの学問上の特性を踏まえた知識・技術・態度等の修得をもとにして学位の授与を行うため、学位授与にふさわしい学習成果を学位授与方針に、学習成果の修得へ向けた教育活動について教育課程の編成・実施方針に、学習成果の達成に適切な資質を持った人材の受け入れを学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に定めるとともに、学習成果の質的水準の確保、学習成果の評価の実施方法に加えて恒常的な教育改善を目指して「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」を定めることを示している。各学部・研究科では、「教育に関する基本方針」を踏まえて、それぞれの3つの方針を策定している。しかしながら、心理科学部臨床心理学科における学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関性が一貫していないため、学生の受け入れ方針とともに、三者が一体的で整合性あるものとなるよう検討することが望まれる。

点検・評価について、毎年度、各学部・研究科の「点検・評価委員会」及びその他の各種の「点検・評価委員会」において、部局単位での点検・評価を行い、その結果を「全学審議会」に報告して審議している。しかしながら、各部局で自己点検・評価を行うことを定めた明確な規程はない。さらに、「附属研究所等点検・評価委員会」「医療機関点検・評価委員会」などの自己点検・評価は十分に行われているとはいえないため、改善が求められる。

点検・評価の際には、認証評価機関の定める基準（本協会の「大学基準」）に診療・臨床教育分野に係る項目を加えた点検・評価項目を設けた「自己点検・評

価チェックシート」を用いており、取り組みの適切性に応じて4段階の評価（A～D）を付し、可視化を図っている。点検・評価の結果で適切に実施していない（C、Dを付す事項）場合には、改善計画を検討・作成し、「全学審議会」で報告している。

また、外部有識者で構成する「アドバイザリーボード」の点検・評価結果について、次年度に「全学審議会」に報告している。ただし、点検・評価の実施時期及びその結果の報告も含めたスケジュールについては「アドバイザリーボード」による評価も含めて実現可能な年間スケジュールとなるよう策定することが求められる。

点検・評価の結果に基づく改善について、「全学審議会」では、各部局等からの点検・評価結果の報告を受け、各学部・研究科の個別の評価状況・課題を踏まえ、評価結果が著しく低い項目のうち特に重点的に取り組むべき改善項目を検討し、その後の改善・向上につなげることとしている。また、各学部・研究科における改善計画の実施結果についても、「全学審議会」にて報告・共有し、継続的に改善・向上に取り組めるよう促す仕組みとしている。しかしながら、実質的には「部局別点検・評価委員会」が策定した改善計画について、「全学審議会」では追認のみをしている状況である。「全学審議会」が教学マネジメントの観点からも全学的な内部質保証として改善・向上を促す組織として機能するように改善が求められる。

認証評価機関や行政機関からの指摘事項への対応として、本協会の大学評価（認証評価）結果における指摘については、指摘事項に関連が深い会議体において改善に向けた方策を検討して改善に取り組み、「全学審議会」においてその結果をとりまとめて2021年度に改善報告書を提出しているが、定員管理については引き続きの課題となっている。また、2019年度の設置計画履行状況等調査において、医療技術学部臨床検査学科でシラバスへの教育研究上の到達目標に関する指摘を受け、シラバスを改定して改善している。2023年度には医療技術科学研究科修士課程で教育課程の編成・実施方針に示していた成績評価を行うための評価基準や評価方法を各授業科目のシラバスにより具体的に記述するよう求められたことに対し、シラバスを充実させ改善している。なお、2023年度の文部科学省による学校法人運営調査では、事務職員の管理職に占める女性労働者の割合の目標達成に向けた取り組みについて指摘を受け、次年度以降の検討を予定している。今後も認証評価機関や行政機関からの指摘事項に対し、引き続き具体的な改善策を実施していくことを期待する。

以上のことから、各学部・研究科の「点検・評価委員会」で点検・評価を行い、「全学審議会」に報告しているものの、改善に向けた取り組みは各学部・研究科で行っており、同審議会では追認するにとどまっている。また、一部の「部局別

点検・評価委員会」では定期的な点検・評価が実施されていない。これらのことから、同審議会による各部局への改善支援等、全学的なマネジメントの方法を確立し、内部質保証を有効に機能させるよう、改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動の実績、財務及びその他の諸活動の状況等は、必要な情報をホームページで公開している。自己点検・評価結果は、その概要を報告書としてまとめ、「全学審議会」での審議・了承を経て、ホームページで公表している。財務情報については、予算概要、決算概要、事業報告書とともに監事による監査が行われた後、公表している。その他、大学の教育研究上の目的、基本方針、教育研究上の基本組織、教員組織・学位・業績関係、入学者に関する情報、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数、その他必要な情報は適切に公表している。

また、自己点検・評価結果及び大学評価（認証評価）結果について、ホームページで公表している。その他の評価基準への適合状況についても同様に公表している。

以上のことから、情報公開を適切に行い、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、毎年度の自己点検・評価の一環として実施している。内部質保証システムの適切性を点検・評価する際の根拠資料については、「アドバイザリーボード」による評価時にも外部有識者が確認しているため、根拠資料の明確性も含めた評価を受けている。

内部質保証システムに係る改善・向上について、「全学審議会」の事務所管である総務企画課において「自己点検・評価チェックシート」の素案を検討し、「全学審議会」に上程している。これに基づく改善の事例として、2023年度の点検・評価において、「自己点検・評価チェックシート」の評価項目をより細分化し、1つの評価項目につき1つの評価のポイントで評価するようにし、適切に実施していない項目を明確に確認できる仕組みへと改編している。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について、毎年度の点検・評価の一環で実施し、改善に取り組んでいるとしているものの、点検・評価項目③で既述のとおり、「全学審議会」が、全学的な内部質保証として改善・向上を促す組織として機能することが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証の推進主体として「点検・評価全学審議会」を位置づけ、点検・評価の結果に基づく、改善計画の策定や改善に向けた指示を行うとしているが、実態としては、各学部・研究科等における点検・評価の結果に基づき、各部署で改善策を検討・実施しており、同審議会は改善策の報告を受けて追認するにとどまっている。また、一部の「部局別点検・評価委員会」では、定期的な点検・評価が行われていない。これらのことから、同審議会による各部署への改善支援等、全学的なマネジメントの方法を確立し、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の教育理念に基づき、6学部（薬学部、歯学部、看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部、医療技術学部）と6研究科（薬学研究科、歯学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科、医療技術科学研究科）を設置している。さらに、大学病院、歯科クリニック、歯学部附属歯科衛生士専門学校、総合図書館、保健センター、情報センター、全学教育推進センター、予防医療科学センター、先端研究推進センター、薬学部附属薬用植物園、北方系伝統薬物研究センター、認定看護師研修センター、薬剤師支援センター、地域包括ケアセンター、国際交流推進センター、地域連携推進センター等を設置している。これらの附置研究所、センター等は、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境、地域社会の要望に配慮した大学の理念・目的に則った構成となっている。また、2020年には先端研究に必要な機器やそれに従事する研究者を集約させるべく、「先端研究推進センター」を設置し、これによって、研究者間での共同研究を促進し、先進的な研究開発を促している。

2015年に大学病院隣接地に開設した「地域包括ケアセンター」は、多職種連携によるチーム医療を学ぶ学部学生や大学院学生の教育施設であるとともに、地域における在宅ケアサービスに関わる人材の育成拠点としての役割も果たしている。また、「薬剤師支援センター」では、出身大学を問わず全ての薬剤師が受講できる「認定薬剤師研修制度」の事業を運営している。さらに、2024年より外国人留学生の受け入れ体制を強化していくために、「外国人留学生サポートセンター」を設置している。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター、その他の組織を適切に設置しているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の構成については、各部局による毎年度の自己点検・評価によりその適切性について検証している。

前回の大学評価（認証評価）において、努力課題として指摘を受けた薬学研究科修士課程については、「薬学研究科委員会」での検討の結果、同課程の廃止を決定した。また、看護福祉学部臨床福祉学科については、同学部の「点検・評価委員会」による自己点検・評価の結果に基づき2022年度に学科名を福祉マネジメント学科への変更を決定するとともに、新カリキュラムを導入し、3コース制から4コース制への変更を実施した。看護福祉学部看護学科においても、2022年度からの新カリキュラム導入に伴い、講座を5講座から3講座に再編した。さらに、2019年には臨床検査の専門職の養成を目的とした医療技術学部を新設した。

以上のことから、教育研究組織の適切性について各部局において点検・評価を行い、改善方策実施報告書を「全学審議会」に報告している。ただし、「基準2内部質保証」で指摘したとおり、上記の改善は各部局で行われており、「全学審議会」ではこれを受けて追認することとどまっていることから、内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学審議会」のマネジメントのもと、改善・向上に取り組むことが望ましい。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

教育理念と教育目的に基づき、最高審議機関である評議会において、大学全体及び大学院全体の学位授与方針を含む「教育の基本方針」を定めている。大学全体として「全学教育および専門教育科目を履修し、保健・医療・福祉の高度化・専門化に対応しうる高い技術と知識、優れた判断力と教養を身につけ、各学部学科が定める履修上の要件を満たした学生に対して『学士』の学位を授与する」大学院全体として「各研究科専攻の定められた学位授与要件を満たし、高度な専門性と研究能力を履修したと認められる者に対して、『修士または博士』の学位を授与する」としている。

各学部・学科の学位授与方針は、各学部・学科の教育理念・教育目的を基に定められた教育目標に基づき策定している。例えば、看護福祉学部看護学科の学位授与方針は「人間の生命個人の尊重を基本とする高い倫理観と豊かな人間性を身

につけている」「看護専門職に必要な知識・技術を修得し、健康や生活に関する問題に対して、適切かつ柔軟に判断し解決できる学術的・実践的能力を身につけている」等の5項目を定め、卒業にあたって学習成果として修得すべき知識・技術・態度等を明示している。

各研究科においても、教育理念・教育目的・教育目標に基づき、学位授与方針を定めている。例えば、医療技術科学研究科臨床検査学専攻修士課程では「幅広い学識、高い倫理観を備えた医療人として、多様な背景を持った人々と共感し、円滑なコミュニケーションを取る能力を身につけていること」「臨床検査に携わる高度専門職業人として、医療環境の変化や社会的ニーズを把握し、臨床検査や関連研究から新しい知識と技術を修得、実践・応用し、質の高い臨床検査を提供できる能力を身につけていること」等の4項目を定め、修了にあたって学習成果として修得すべき知識・能力等を明示している。ただし、同研究科以外の研究科では、学位授与方針に修得すべき知識・技能・態度など当該学位にふさわしい学習成果を示していないため、改善が求められる。

各学部・学科、研究科の学位授与方針は、教授会又は研究科委員会で検討し、評議会の議を経て定めている。これらは、ホームページで公表し、学生便覧への掲載と履修ガイダンス等での説明により周知を図っている。

以上のことから、各学部・学科の学位授与方針は授与する学位ごとに定めているものの、医療技術科学研究科臨床検査学専攻修士課程以外の研究科の学位授与方針については、修得すべき知識・技能・態度など当該学位にふさわしい学習成果を示していないため、改善が求められる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学全体の教育課程の編成・実施方針は「幅広く深い教養と豊かな人間性・自立性・創造性・協調性の修得をめざす『全学教育科目』、及び確かな専門知識と技術の修得をめざす各学部・学科の『専門教育科目』を適切に組み合わせた学士教育課程を提供する」としている。同様に、大学院全体として「『コースワーク』と『リサーチワーク』を適切に組み合わせた教育・研究課程を提供する」としている。

各学部・学科の教育課程の編成・実施方針は、大学全体の教育課程の編成・実施方針及び各学部・学科の学位授与方針に基づき、教授会で審議し、評議会の議を経て策定されている。例えば、医療技術学部臨床検査学科では、「臨床検査学の講義および実習科目を配当する」「臨床検査学および関連する実習科目、さらに医療現場での臨床検査に関する知識を深め、臨床検査技師としての自覚を培うことを目的とした臨床実習を配当する」等を定めている。しかし、心理科学部臨床心理学科では、教育課程の編成・実施方針の内容に不備があるため、改善が求

められる。

各研究科においても、大学院全体の教育課程の編成・実施方針及び各研究科・専攻の学位授与方針に基づき、研究科委員会で審議し、評議会の議を経て策定されている。例えば、心理科学研究科臨床心理学専攻修士課程では、「保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働の主要5分野について講義形式で理論や支援の方法について学んだあと、『心理実践実習』においてこれらの分野全てを網羅した学外実習、及びキャンパスに併設されている『こころの相談センター』における内部実習により、公認心理師としての幅広い実践力を段階的に獲得できるよう体系を整える」「心理的アセスメント、心理支援、家族関係・集団・地域社会における心理支援、及び心の健康教育について講義形式で理論を学び、演習を通じて支援に関する技術を修得できるよう科目を配置する」等を定めている。

学部・学科、研究科ごとの教育課程の編成・実施方針はホームページで公表し、学生便覧への掲載、履修ガイダンス等で周知している。

以上のことから、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。ただし、心理科学部臨床心理学科では、教育課程の編成・実施方針の内容に不備があるため、改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学士課程のカリキュラム編成について、各学科・専攻の教育課程の編成・実施方針に基づき、全学教育科目（教養教育、基礎教育、医療基盤教育）、専門教育科目で構成する教育課程を編成し、各学科において各授業科目と学位授与方針との連関、順次生及び体系性を明示する「カリキュラムツリー」や「カリキュラムマップ」を作成している。例えば、医療技術学部臨床検査学科では、1年次には人間性と教養を養う全学教育科目、コミュニケーション能力と多職種連携に関する全学部合同科目、人体の構造や機能の基礎医学科目、臨床検査学の基礎専門科目を配当、2年次には臨床検査の専門知識を豊富にするための臨床検査学の科目と実習を配当、3年次には、臨床検査技師の技術習得のための臨床検査学及び関連実習、臨床実習、チーム医療や在宅医療の理解、患者への接遇及びリスクマネジメントの重要性を学ぶ科目を配当、4年次には科学的思考による問題解決能力やプレゼンテーション能力のための卒業研究、創造性、思考力、自己研鑽の意欲を支える指導的役割や教育研究を担う能力、同時に先進・高度化する医療に対応できる能力の科目を配当している。さらに、国際的能力育成のために異文化理解の科目（1年次から4年次にわたる英語科目等）を配当している。なお、いずれの学部においても、1年次の必修科目に「多職種連携入門」を設けている。

修士・博士課程のカリキュラム編成については、学位授与に関する大学院全体

の教育課程の編成・実施方針に基づいた各研究科・専攻の教育課程の編成・実施方針によって、講義・演習・実習・実験科目等のコースワークと専門分野に関する高度な知識、技能等を涵養し、論文（研究）指導等のリサーチワークを適切に組み合わせて編成している。例えば、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程では、コースワークとして、1年次にさまざまな研究理論や研究動向を学ぶ「リハビリテーション科学研究法特講」と他専門分野の特講と演習を配置することで、論文作成に取り組む環境を整備している。また、リサーチワークとして1～3年次に「リハビリテーション科学特別研究」で研究テーマに応じた研究計画立案、研究活動展開、博士論文作成を進めることとしている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

授業教育方法・授業形態として各学部・研究科は、学生の学習の活性化と効果的な教育の実施のために各種の取り組みを実施している。学生の主体的参加を促すために多くの授業科目で、アクティブ・ラーニングやICTの活用、授業資料の配付や課題提出は複数のLMSを使用している。例えば、全学部・学科の1年次必修科目「多職種連携入門」では、学部・学科の異なる学生の混成によるグループワークやディスカッションを取り入れており、初年次からチーム医療に必要な知識・考え方を修得し、異なる専門性を持つ学生が協力して医療の課題解決に取り組む姿勢を身につけている。そのうえで、2022年度より、高学年に「全学連携地域包括ケア実践演習」を新設し、大学が所在している自治体の地域包括ケアシステムの一環にある附属施設「地域包括ケアセンター」の利用者の住居を訪問し、在宅医療や介護を実践的に学ぶとともに、利用者の声から生活や人生の質（QOL: Quality of life）を考える機会となっている。また、各学部・学科の学生のみならず、大学院学生や附属の専門学校の生徒も参加し、各学生の専門分野での知識に基づき、利用者に対するケアを検討・提案するなど、多職種連携の重要性を体験している。なお、利用者の住居へ訪問できる学生には限りがあることから、オンライン会議システムを用いて訪問先から中継するなどの工夫を講じている。この取り組みによって、現代社会に必要なチーム医療を実現する人材輩出につながることを期待できることから、医療系総合大学の資源を活用した教育方法として高く評価できる。

授業方法の工夫として学士課程では、教育効果、履修希望、授業形態（講義・実習・演習等）、施設設備、人的資源を考慮し、1授業あたりの学生数を設定している。くわえて、修士・博士課程では専攻ごとに授業科目の履修方法と研究指

導の年間スケジュールをシラバスに明示している。

履修指導は各学部とも新入生オリエンテーション及び教務ガイダンスで履修方法、卒業要件等について説明し、シラバスにも掲載して公表している。併せて、履修登録スケジュールや履修登録システムの利用方法も説明している。各教員はオフィスアワーを設定し、学生の学習上の相談に応じ、ニーズに対応した体制をとっている。また、シラバスは全学で統一したフォーマット（授業概要、学修目標、学修内容、授業実施形態、評価方法、教科書、参考書、学修の準備、学位授与方針との関連等）を定め、各学部の「教務委員会」による第三者チェックを通じ、適切性の確保、教育効果の向上や改善を図っている。

単位の実質化を図るための措置として、過剰な履修登録の抑制と適切な学習効果のために、全ての学部で1年間に履修登録できる単位数の上限を各学部の履修規程で設定している。この単位数は、各授業及び授業外の学習時間数を考慮して設定しており、学生便覧に掲載し、学生への周知を図っている。

大学院における研究指導計画については、適切に策定、公表している。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価の仕組みについて、学士課程ではシラバスに学習目標、成績の評価方法及び配点の割合を明示し、成績評価の客観性担保を図るとともに基準に沿った厳格な成績評価に取り組んでいる。成績評価のグレードは、学則及び大学院学則に明記している。また、GPAを導入し、算出方法は学生便覧に掲載して学生へ周知を図るとともに、成績表に基づく学期・年度GPA、通算GPAは学生ポータルサイトから学生へ通知している。また、試験結果は、学生へ合否及び素点をフィードバックし、申し出により疑義照会の機会も設け、公平性の担保も図っている。

単位認定の仕組みは大学設置基準に定められている1単位あたり45時間の学習に基づく単位の实質化を図るため、シラバスに事前・事後学習（予習・復習）として内容と時間を記載し、シラバスに明示した評価方法による単位認定を行っている。さらに、既習得単位の認定について、学士課程では編入学と転入学を対象に実施している。編入学は薬学部、看護福祉学部の各学部の編入学に関する規程に基づき実施している。また、在籍学科から同学部他学科、異なる学部の学科への転学科制度もあり、その際の既習得単位認定は、転学科規程によって単位認定を行っている。

大学院については規定された単位数を超えない範囲で認定することを大学院学則で定め、授業内容の妥当性を確認のうえ、単位認定を行っている。各研究科の

学位課程ごとに、学位論文の審査基準は適切に策定、公表しているが、特定課題研究の審査基準を定めていない研究科があるため、是正されたい。なお、特定課題に関する研究の成果をもって修了審査を行った実績はなく、その運用も行っていないことから、大学としては、大学院学則を一部改正することを検討している。

学位授与の手續については、学位規程、各研究科の学位規程施行細則に学位授与・手續を明示し、それらを基に実施している。くわえて、各研究科のシラバスに学位論文審査基準を掲載し、学生に明示している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を概ね適切に行っているものの、特定課題研究の審査基準を定めていない研究科があるため、是正されたい。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学習成果の測定方法について、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針に基づく評価と恒常的な教育改善に資するために、アセスメント・ポリシーを定めている。アセスメント・ポリシーは、入学時、在学時、卒業時の各段階における機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部学科）、授業科目レベルの3つにおいて、各種評価指標を組み合わせたものである。大学院においても同様にアセスメント・ポリシーを定めている。各アセスメント・ポリシーによって各学部学科・研究科における学習や教育研究活動の成果の評価、教育課程編成の適切性の検証を行っている。

学位授与方針に示した学習成果を測定する方法・指標等として、学士課程では、在学時に、筆記・実技試験、ルーブリック、GPA、学修履歴（ポートフォリオ）、ジェネリック・スキルテスト（PROGテスト）の導入、卒業時に国家試験（資格試験）、就職率・進学率、卒業時アンケート、学位授与数等がある。修士・博士課程では、在学時に、修得単位数、休学率・退学率、科目の合格状況、授業アンケート、GPA等、修了時に学位授与数、就職率・進学率、修了時アンケート、満足度調査がある。また、医療系総合大学の強みを生かした「全学連携地域包括ケア実践演習」では、演習前後にPROGテストを行い、これによって学習成果の検証も行っている。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているといえる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価は、「全学審議会」の下部組織である各学部・研究科の「点検・評価委員会」が担っている。改善が必要との評価となった場合には、当該学部の教授会や研究科委員会により改善計画を検

討し、改善を図っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上に関し、各学部の教授会、研究科では研究科委員会が担っており、教育内容・方法の改善を図る全学的な取り組みとして、「FD委員会」が全学FD研修、全学講演会・セミナー、学生による授業評価アンケート、授業公開（参観）を実施している。また、授業アンケートは、前期と後期の年2回実施し、その結果は授業科目担当教員へフィードバックするとともに、学内専用ウェブページに公開している。数年にわたり評価が低い教員へは、改善に向けた指導と授業公開（参観）によるコメントのフィードバックを行っている。なお、授業公開（参観）は改善が求められる教員だけではなく全教員に求めている。このほか、学部・研究科ごとの学問分野の特性等に合わせたFD研修会を各学部・研究科の「FD委員会」が実施している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について各学部・研究科において点検・評価を行い、改善方策実施報告書を「全学審議会」に報告している。ただし、「基準2 内部質保証」で指摘したとおり、上記の改善は各学部・研究科で行われており、「全学審議会」ではこれを受けて追認することとどまっていることから、内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学審議会」のマネジメントのもと、改善・向上に取り組むことが望ましい。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

長所

- 1) 全学部・学科を横断した必修科目「多職種連携入門」に加え、高学年に「全学連携地域包括ケア実践演習」を新たに配置し、大学が所在している自治体の地域包括ケアシステムの一環にある附属施設「地域包括ケアセンター」の利用者を訪問して学生が在宅医療を実践的に学ぶとともに、利用者の声を通じて生活や人生等の質を考える機会となっている。医療系総合大学の資源を生かして地域における医療の課題を体験し、学生が同じ課題に対してそれぞれの専門性に基づくケアを検討・提案することで専門性を超えて視野を広げるとともに、現代社会で求められている多職種連携を推進する人材育成につなげることが期待できることから、効果的な教育として評価できる。

改善課題

- 1) 薬学研究科、歯学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテー

ション科学研究科では、学位授与方針に修得すべき知識・技能・態度など当該学位にふさわしい学習成果を示していないため、改善が求められる。

- 2) 心理科学部臨床心理学科では、教育課程の編成・実施方針に教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

是正勧告

- 1) 看護福祉学研究科看護学専攻修士課程、同臨床福祉学専攻修士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻修士課程では、修士学位論文又は特定課題に関する研究の成果の審査及び最終試験をもって修了要件と定めているものの、特定課題研究については、研究成果の審査基準を定めていないため、これを定め、あらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

大学が定める教育理念及び教育目的に基づき、大学全体及び大学院全体の学生の受け入れ方針を含む「教育の基本方針」を定めている。また、各学部・学科、研究科においてもそれぞれの教育目標に応じた学生の受け入れ方針を定めている。例えば、看護福祉学部看護学科では、「保健・医療・福祉に関心があり、看護を通じて社会に貢献しようとする意欲がある人」「生命を尊重し、他者を理解し、大切に思う心がある人」等と明示している。

大学院においても、研究科の課程ごとに学生の受け入れ方針を定めている。例えば、看護学専攻修士課程では、「看護学における高度な専門知識および学術を修得し、自律的・創造的に活動する強い意欲がある人」「社会の要請に対応する研究を推進し、地域社会や人々の健康向上に向けて深い探求心のある人」と明示している。同専攻博士課程においても「看護学における高度な専門知識および学術を修得し、実践あるいは教育分野において自律的・創造的に活動する意欲がある人」「自立した研究者として、看護学の固有性や開拓的研究に向けて深い探求心のある人」と明示している。

学生の受け入れ方針は、学生募集要項に加え、学生便覧、ホームページなどでも広く周知するとともに、高等学校訪問、大学説明会、オープンキャンパス等でも説明・周知している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を定め、公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に合致する能力を多面的・総合的に評価するために、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「共通テスト利用選抜」「社会人特別選抜」「外国人留学生特別選抜」「編入学試験」等の多様な選抜方法を実施している。

研究科については、各研究科委員会において、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集や試験方針、入学試験に関する準備・実施、合否判定に至るまでの事項を協議し、学長が決定している。

授業料、その他の諸経費、経済的支援に関する情報については、大学案内パンフレット、ホームページ、学生募集要項等で情報提供を行っている。

入学者選抜に関する運営体制は、学長を委員長とする「大学入学試験委員会」を設置し、同委員会のもとに「大学入学試験出題採点実施委員会」「大学入学試験面接監督実施委員会」「総合型選抜実施委員会」を置き、それぞれの任務を果たしている。入学者選抜の実施に際しては、試験関係者全員が適切に業務を遂行できるよう、詳細なマニュアルを作成・配付し、関係者を対象とした説明会を開催し、業務内容の周知・徹底を図っている。採点に関する公平性を確保するために、受験生氏名を隠した状態で採点し、試験結果と面接結果は「入学試験委員会」が取りまとめた後、教授会で名前などを伏せて公平性の高い選抜方法で入学者を選抜している。また、志願者数、受験者数、合格者数、合格者の平均点をホームページで公表している。

受験生に対する合理的配慮については、学生募集要項に明記するとともに、希望者がいた場合は特別配慮措置を実施している。

以上のことから、入学者選抜の制度や運営体制を整備し、公正な入学者選抜を行っているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部の定員管理について、概ね適正に管理しているが、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均や収容定員に対する在籍学生数比率が高い又は低い学部・学科があるため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。研究科の定員管理については、概ね適正に管理している。大学院博士課程では、定員未充足の状況が続いているため、年に複数回の選抜試験を実施するとともに、広報リーフレットを作成し、入学者説明会を実施するなど広報活動に努めている。

学生募集への対策として福祉マネジメント学科では、2022年に学科名を臨床福祉学科から福祉マネジメント学科に変更し、新たにスポーツ・マネジメントコースを加えている。さらに、2023年には、外部理事と教職員が意見交換を行う福祉マネジメント学科の魅力向上させるプロジェクトを発足し、改善に努めている。

くわえて、入試広報に力を入れるとともに、特待生制度の採用人数、指定校推薦枠の拡大、外国人留学生の選抜区分を設定するなど入学生確保に力を入れている。歯学部では、外国人留学生の積極的な受け入れを進めるために、韓国・台湾での説明会、留学生を対象とした学校見学会などを実施している。また、特待生奨学金制度の拡充を進めている。

以上のことから、大学院については定員管理を概ね適切に行っているが、学部の定員管理については是正されたい。適切な定員管理に向けて、さまざまな改善に向けた取り組みが実施されているため、施策の効果を検証し、大学として更なる効果的な取り組みを検討することが望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価は、入学者選抜の実施については「大学入学試験委員会」、入学者選抜方法の改善等について「アドミッションセンター」が担当し、過年度の入試について、「自己点検・評価チェックシート」に基づき点検・評価し、改善に努めている。

上記の点検・評価結果に基づく改善については、改善計画を全学内部質保証推進組織である「全学審議会」に報告し、改善に向けた取り組みを進めている。また、入試結果に加え、選抜区分ごとの進級率や卒業率、国家試験の合格率等を把握し、入学者選抜制度の適切性について「大学入学試験委員会」及び「アドミッションセンター運営委員会」で検証している。これらの結果を受けて、2024年度入学者選抜では、併願方法を変更し、2025年度入学者選抜では各選抜区分の募集定員の見直しを行っている。なお、「2023（令和5）年度改善方策実施報告書」では、大学自らが、歯学部、心理科学部では、適正な定員管理に向けて改善を図っているものの、休学や留年、更には退学に至る学生数の減少にはつながらないとしていることから、改善・向上に向けてより一層の検討が望まれる。

以上のことから、学生の受け入れの適切性について各学部・学科において点検・評価を行い、改善方策実施報告書を「全学審議会」に提出している。ただし、「基準2 内部質保証」で指摘したとおり、上記の改善は各学部・研究科で行われており、「全学審議会」ではこれを報告書として受けて追認するにとどまっていることから、今後は内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学審議会」のマネジメントのもと、改善・向上に取り組むことが望ましい。

<提言>

是正勧告

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍

学生比率がリハビリテーション科学部理学療法学科では、1.20、1.23、同作業療法学科では、1.25、1.28 と高い。また、看護福祉学部福祉マネジメント学科では、0.57、0.58 と低く、歯学部歯学科では、収容定員に対する在籍学生比率が0.85 と低いいため、学部における定員管理を徹底するよう、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「本学の基本方針」の一つとして、建学の理念や教育目標に沿った「求められる教員像および教員組織の編成方針」を明示している。この方針に基づき、各学部・研究科における教員組織の編制方針を具体的に定め、ホームページに掲載し、学内外に共有している。例えば、リハビリテーション科学部では、収容学生定員における教員一人あたりの学生数を配慮することや、学生の特性に応じた修学支援、生活支援、進路支援に関する指導・助言を適切に行うための教員組織を整備すること、更に専門分野、職位、年齢、性別において特定の層に偏ることがないよう多様性に配慮することを、教員組織の編制方針のなかで定めている。また、教員の募集、採用、昇任に関しては全学の「教員任用規程」「教員選考基準」、各学部・研究科の「教員選考基準内規」に基づき、透明性及び公平性を保ち実施することも明示している。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を明示しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

各学部・研究科の専任教員の数は大学及び大学院設置基準上の必要教員数を満たしている。ただし、2023年4月1日～2023年8月31日の期間、福祉マネジメント学科の教授が1名不足の状態であった。現在では不足は解消されているが、およそ半期にわたり教授数が必要な人数を満たしていなかったことになるので、今後は計画的な人事により必要な人数が確保されるよう、教員を適切に配置することが望まれる。

教員組織の編制に関しては、職位などの定数にとらわれず必要な分野に重点的に人員の配置ができるように、ポイント管理型制度を取っている。学長の管理のもと、ポイントの範囲内であれば、任用する職位と人数は各部局が弾力的に運用できる仕組みとなっている。また、専任・兼任教員比率でみると専任教員比率が高く、特に必修科目のほとんどは専任教員が担当している。

大学として求める教員の能力・資質などについては職位ごとに「教員任用規程」に定めている。教員の年齢構成、男女比率については、概ね均衡がとれている。

「教員職位規程」により、学長、副学長、学部長、学科長、学生部長、教務部長などの職位と職務権限を明確にしている。また、「客員教員規程」「特任教員規程」「臨床教員規程」により、教育研究に必要な教員を任用・委嘱することができる。

「ティーチング・アシスタントに関する取扱規程」に基づき大学院学生のなかから、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を採用し、各学部の講義・実習・実験・演習などの授業の補助業務を担当させる制度を整えている。また、全学組織として2007年に「大学教育開発センター」を開設し、一般教育科目を「全学教育科目」として、全学の学生が系統的・体系的に学べるプログラムを提供している。さらに、2019年には組織名を「全学教育推進センター」に改め、全学教育プログラムの開発とその実施を担っている。同センターは、各学部の専任教員のうち、全学教育科目を担当する教員がセンター専任教員を兼務している。同センターでは、上記の全学教育科目の開発、実施のほか、FDセミナーの開催、授業アンケート結果の分析等を行っている。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するために適切に教員組織を編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任については、全学共通の「教員任用規程」及び「教員選考基準」を定めたうえで、学部ごとに「教員選考基準内規」を定め、適切に実施している。教員の採用・昇任については、公募による選考方法のほか、学長が特に認めた場合は学部長から推薦を受けた特定の候補者について、選考委員会で審議したのち、教授会に推薦する方法も可能としている。ポイント制の導入により、任用する職位と人数は部局の裁量で弾力的に実施できる体制としている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等については、規程を定め、適切に実施しているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

「全学FD委員会」のもとに学部、研究科ごとに「FD委員会」を置いている。「全学FD委員会」では、全学FD研修、全学FD講演会・セミナーの開催、学外の各種FD研修会への参加、学生による授業評価アンケート、授業の公開（参観）等を実施している。また、各学部・研究科では、FD研修を実施し、教育方法の改善にあたっている。ただし、薬学研究科、医療技術科学研究科では、大学

院教育の教育改善に特化したテーマを取り扱ったFD活動の実績がないため、大学院における教育改善に資するFD活動を実施するように改善が求められる。

以上のことから、組織的かつ多面的なFD活動を実施し、教員の資質向上、教員組織の改善・向上に概ねつなげているといえるが、一部の研究科では改善が求められる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、「全学審議会」及びその下部組織である各学部・研究科の「点検・評価委員会」で、点検・評価を実施している。その結果、改善が必要と判断された場合は、各学部・研究科で検討し、「全学審議会」に報告することとしている。教員組織の適切性について、点検・評価を実施する体制は設けているが、総教員数の点検はできても、教授数の点検をできる仕組みが構築されていなかったため、半期にわたり福祉マネジメント学科の教授が1名不足の状態が生じた。今後は、こうした事態が生じないように法令遵守の観点からも点検・評価し、適切な教員組織を維持することが望まれる。

以上のことから、教員組織の適切性について各学部・学科において点検・評価を行い、改善方策実施報告書を「全学審議会」に提出している。ただし、「基準2 内部質保証」で指摘したとおり、上記の改善は各学部・研究科で行われており、「全学審議会」ではこれを報告書として受けて追認するにとどまっていることから、内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学審議会」のマネジメントのもと、大学及び大学院設置基準に則った必要教員数の点検の仕組みを含め、改善・向上に取り組むことが望ましい。

<提言>

改善課題

- 1) 薬学研究科、医療技術科学研究科において、大学院教育の教育改善に特化したテーマを取り扱ったFD活動が行われていないため、適切に実施するよう改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の教育理念を基盤とした方針として、「学生支援に関する方針」が定められており、そのなかで修学支援に関しては「修学に関する相談体制と学生一人ひと

とりの学力に応じた修学支援体制を整備する」、生活支援に関しては「学生の心身・健康管理に関する相談体制を整備する」、進路支援に関しては「社会的・職業的な自立を支援するためのキャリア教育を実施する」と定めている。また、これらの方針はホームページで公開し、適切に明示している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を明示しているといえる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援を行う体制は「学生支援に関する方針」に掲げる修学支援、生活支援、進路支援それぞれに組織を設けて行っている。

修学支援では、各学部で学年主任や学生担任を配置し、少人数制で学生の出席状況や生活状況を把握している。また、「学習支援センター」や「教育支援室」を設置して教員が学習面や生活面の指導を行っている。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、「学習支援センター」や「教育支援室」において、低学年の基礎学力対策、不得意分野克服の支援や学習の習慣化のサポート等を行っている。また、リハビリテーション科学部では学習関連図書や雑誌、専門誌等の設置、歯学部では学力向上を目的とした施設開放等、学生の自主的な学習を促進する支援を行っている。

留学生に対する支援について、留学生へのサポート体制を構築するため、2024年度に「外国人留学生サポートセンター」を設置し、学生生活や修学にかかる支援を行っている。また、トラブル等の事案が発生した際の対応フローも整備している。

障がいのある学生に対する支援について、「障がい学生支援規程」を定め、「障がい学生支援委員会」が支援を必要とする学生に対し、支援計画（支援内容）を策定して学生との合意を得たうえで合理的配慮を行っている。

学習の継続に困難を抱える学生への対応について、成績不振者については学生担任制度により担任から個別面談を実施している。休学、退学希望者には学生委員、学年主任、学生担任、「学生委員会」等が連携、協働し、成績や出席不良への早期対応を行い、異動者の低減に努めている。

学生に対する経済的支援として、大学独自の奨学金である「学校法人東日本学園奨学金」や「北海道医療大学特待奨学金」、薬学部においては将来、教員として薬学部を支えとともに後進の指導と育成にあたることを志望する学生に対して貸与する奨学金等、各種奨学金制度を設けている。また、大学院学生に対しては「学校法人東日本学園大学院生奨学金」を整備している。これら経済支援に関する情報はホームページ等で周知を図っている。

生活支援について、「保健センター」や「学生相談室」等で対応している。

「保健センター」では、保健管理業務として実習等に関わる学生の抗体価管理も行っている。また、必要に応じて薬剤の処方や点滴等の処置を行っている。ハラスメント防止に向けた取り組みに関しては、1999年に制定した「セクシュアル・ハラスメントに関する方針」から発展させ、2000年に「キャンパス・ハラスメントの防止・対策に関する指針」「キャンパス・ハラスメントの防止・対策に関する規程」を制定している。相談員による相談会議を開催し、相談マニュアルや相談記録シートに関して詳細な説明を行い、申立者に対する真摯な対応を目指している。

進路支援では、歯学部を除く各学部に「就職委員会」を設置し、キャリア教育や就職支援に関する対応を行っている。学生の社会的及び職業的自立に向けた教育として、心理科学部では「キャリア・プランニングⅠ～Ⅳ」を設定し、多様な進路や学生の個性や適性について意識することや、雇用・就労・労働の現状とその動向や課題を学習できる機会を提供している。進路選択に関わる支援やガイダンス、その他キャリア形成支援は各学部に設置している「就職委員会」のもと、学生支援課と連携し、キャリア・就職ガイダンスや就職相談会などを開催している。大学院学生へ学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供について、TA制度を設け、教育の補助や大学院学生の奨学に資することにとどまらず、大学院学生に教育経験を積む機会を提供することによって、教員・研究者・専門職業人等としての自立を奨励することも目的としている。

以上のことから、いずれの活動においても「学生支援に関する方針」に沿った支援を適切に行っているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性について、学生支援の点検・評価は各学部、研究科における内容については、それぞれの「点検・評価委員会」にて「自己点検・評価チェックシート」を用いて行っている。また、全学的な内容については、「全学審議会」にて点検・評価を行っている。まとめたチェックシートは「全学審議会」で内容を審議し、改善が必要と判断した事項は該当の「点検・評価委員会」に対し、改善計画の策定とその実施及び改善計画実施結果の報告を指示している。

以上のことから、学生支援の適切性について各学部・研究科において点検・評価を行い、改善方策実施報告書を「全学審議会」に報告している。ただし、「基準2 内部質保証」で指摘したとおり、上記の改善は各学部・研究科で行われており、「全学審議会」ではこれを受けて追認することとどまっていることから、内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学審議会」のマネジメントのもと、

改善・向上に取り組むことが望ましい。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境に関する方針については「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めている。この方針は教育理念に基づいた教育目標とこれらの理念・目標を実現するため、教育・研究・社会貢献の拠点としてふさわしい施設・設備であること、学生や教職員にとって安全・安心で利用しやすく、地球環境にも配慮した有効で適切な維持管理を行うことにより、教育研究環境を向上させることを目的としている。同方針では、「施設・設備の整備・更新は本学の中長期計画を基本に、各年度の予算編成時に計画に基づき組み入れるものとする」「キャンパスアメニティを充実し、学生の学修・生活環境の向上を図る」「障害のある学生・教職員が安心してキャンパスで過ごせるようバリアフリー化を推進するとともにソフト面についても充実を図る」等の7つの方針を掲げている。なお、同方針は、基本方針の一つとして公表し、学内で共有している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているといえる。

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準上、求められる校地・校舎面積を有し、運動施設として体育館、野球場、屋外運動場のほか薬草園などを有し、必要な設備を整備したうえで、教育研究活動を促進するための校舎、施設、設備等を整えている。また、中長期計画に基づく、年次計画によって整備充実を図っており、施設・設備等（建物・機械・電気設備）に係る修繕計画についても策定し、充実を図っている。耐震化は完了し、総合防災センター、警備室の設置や適正人員の配置も行っている。防火防災対策として、「保安管理規程」や「防災管理規程」を制定し、自衛消防隊も設置しているほか、防火・防災訓練の実施、安全ガイドブックの改訂、災害対策マニュアルの発行等を行っている。

ネットワーク環境・ICT機器等の整備、情報倫理の確立に向けた取り組みとしては、高速インターネット回線を利用している。さらに、講義室のデジタル化、ラーニング・コモンズのエリアの整備、薬学部・歯学部共用試験用C B Tを可能としており、情報セキュリティの確保についても、充実している。学生の快適性についてはキャンパス全エリアでのWi-Fiネットワーク構築やノートパソコン等

の端末用にキャンパス内の多くの個所に電源口増設、車いす対応トイレ、エレベーター、入口の段差の有無、坂道の勾配、優先駐車場の情報をバリアフリーマップにまとめ、ホームページで公表し、安全性、利便性の向上を図っている。また、全キャンパスにおいて敷地内全面禁煙を実施しており、快適な教育研究環境を確保し、学生及び教職員の健康の増進を図っている。

以上のことから、必要な校地・校舎面積を有し、運動場等の必要な施設及び設備、並びに学生の自主的で多目的な活動を支援する環境について適切に整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

当別キャンパスの総合図書館、札幌あいの里キャンパスの総合図書館分館の2館でサービスを行っており、図書館司書の資格を有する職員を配置している。新型コロナウイルス感染症が蔓延した以降、電子書籍や電子ジャーナル、データベースなどのICTを活用した環境の充実を図っている。国立情報学研究所が提供する学術コンテンツ、図書館相互貸借サービス等を利用できるよう整備している。また、「北海道医療大学学術リポジトリ」の運用を開始し、各学部紀要及び博士學位論文のコンテンツを公開している。学術情報へのアクセスに関する対応としては、ディスカバリーサービスの利用や文献複写申込みをアクセス可能としている。さらに、ラーニング・コモンズエリアと自主学習エリアに分け、利用者目的に沿った環境を提供しているほか、情報検索用パソコンやネットワークアクセスポイントを設置し、電子情報へのアクセスについても十分に提供している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備し、それらを適切に運営しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する大学の基本的な考え方は、「教育研究等環境の整備に関する方針」「学校法人東日本学園中期計画」において示している。また、専任教員には「教員研究費等配付基準表」に基づき、研究費を支給している。

外部資金獲得に向けての支援については、外部資金助成金案内、論文掲載料等補助、科学研究費獲得のための説明会の開催等、支援を行っている。また、「先端研究推進センター」の設置により、組織的研究体制を構築している。

専任教員には研究室、共同研究室、実験室などを設け、教育研究環境を整備している。また、TA、リサーチ・アシスタント制度に関しても規程を定め、運用している。さらに、特別研究員（PD：ポスト・ドクトラル・フェロー）制度を

導入している。ただし、専任教員1名あたりの授業担当時間数については、担当時間数の格差が大きいため、大学全体として検証を要する。

以上のことから、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備しているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守するため「北海道医療大学研究倫理規程」に基づき「北海道医療大学研究倫理指針」を定めている。また、各学部・研究科にも倫理審査委員会内規を定めており、倫理審査委員会を設置し審査を行っている。また、全学的に「組換えDNA実験安全委員会」「動物実験委員会」「利益相反委員会」「安全保障輸出委員会」を設置し、その内容について審議している。

また、「学校法人東日本学園北海道医療大学行動規範」に基づく「公的研究費等の不正使用等に関する防止計画」「北海道医療大学における研究活動の不正行為及び研究費等の不正使用防止に関する規程」を制定している。

研究倫理教育の定期的実施としては、毎年度、研究倫理教育を実施し、教職員については大きな変更がない限り、5年に1度の受講、大学院学生については入学時の受講を課している。また、新入教員については採用時から概ね1か月以内に、日本学術振興会研究倫理 e ラーニングコースの受講及び修了証の提示を課している。

以上のことから、研究倫理の遵守、研究活動の不正防止に向けて必要な措置を講じている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性について、「部局別点検・評価委員会」の一つとして学術交流推進部、学務部、経営企画部が毎年、点検・評価を行っており、その結果を「全学審議会」へ提出している。

点検・評価の結果、教職員の情報倫理確立のための取り組みが実施されていないことが判明し、改善・向上に向けた取り組みとして、全学的に注意喚起のメール配信を行うこと等の対応を行っている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について各学部・学科において点検・評価を行い、改善方策実施報告書を「全学審議会」に提出している。ただし、「基準2 内部質保証」で指摘したとおり、上記の改善は各学部・研究科で行われており、「全学審議会」ではこれを報告書として受けて追認するにとどまっていることから、内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学審議会」のマネジメントのもと、改善・向上に取り組むことが望ましい。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針は、建学の理念を踏まえ「地域連携に関する基本方針」と「国際化に関する基本方針」を定めている。「地域連携に関する方針」では「医療・保健・福祉の『知の拠点』として地域に開かれた大学を目指す」「地域課題に積極的に取り組む人材育成」「人材育成のための高い教育・研究環境の整備」の3つを定め、その施策として、地域との連携・共同事業の活性化、人材育成と教育の充実、地域の課題解決に向けた研究促進、生涯学習講座の充実を挙げている。「国際化に関する基本方針」では「海外の研究者・留学生に対する教育・研究環境整備」「研究者・留学者との交流促進」「地域を含めた異文化交流機会の醸成」「外国語教育の充実、研究科学生の語学力強化」の4項目を定め、その施策として、留学生の受け入れ促進とその環境整備、学部学生の留学促進、海外大学との連携、外国語教育の充実を挙げている。

上記の2つの方針は、評議会で審議・決定し、ホームページで公表している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、周知・共有しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「地域連携に関する基本方針」及び「国際化に関する基本方針」に基づき、それぞれ以下の取り組みを実施している。

地域連携では、生涯学習事業（公開講座）、地方公共団体との事業、高大連携事業を実施している。生涯学習事業では公開講座や小学生を対象とした教育委員会との共催講座等を実施している。地方公共団体との事業では近隣の市町村と連携協定を締結し、住民票を移動した学生への「新生活応援事業」や町事業へのアルバイト、ボランティア派遣をしている、また、地域福祉計画等への関わり、小学生に対し外国籍大学院学生が講師となる「イングリッシュプロジェクト」等の国際交流も行っている。その他、高大連携事業では高等学校と連携協定を締結し、高等学校からの要請に応じた模擬授業や大学施設見学・体験学習を実施している。これらは大学の知的財産を社会へ還元し、地域社会の発展に貢献しているとしている。くわえて、「基準4 教育課程・学習成果」で既述のとおり、「地域包括ケアセンター」では、「全学連携地域包括ケア実践演習」をはじめとした多職種連携を学ぶ学生の実習拠点としての役割を担っている。

国際交流では、短期研修生の受け入れ、研究科留学生の受け入れ、語学研修、デュアルディグリー制度、国際シンポジウムを行っている。短期研修生の受け入れについては、薬学部、歯学部、看護福祉学部の3学部で提携した海外の大学と短期研修生の受け入れと派遣を毎年実施している。2023年度はリハビリテーション科学部、医療技術学部に拡大し、今後心理科学部でも予定している。また、国際シンポジウムについては、2018年から歯学部と海外の大学で合同シンポジウムを持ち回りで開催している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、各学部の専門性や研究成果を還元することで地域の課題解決に貢献し、かつ広範囲に及ぶ社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

地域連携と国際交流という2つの方針に基づく社会連携・社会貢献の適切性に関する点検・評価について、それぞれ地域連携推進センター運営委員会、国際交流推進センター運営委員会が、事業の実績やアンケート結果をもとに事業の見直しや改善・新規事業に取り組んでいる。

2023年の地域連携推進センター運営委員会では、2022年度の実績をまとめ、2024年度の地域連携各事業案の作成、地方公共団体との連携に関する課題とそれに対する方向性や具体的な対応策も挙げている。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について各部局において点検・評価を行い、改善方策実施報告書を「全学審議会」に報告している。ただし、「基準2 内部質保証」で指摘したとおり、上記の改善は各部局で行われており、「全学審議会」ではこれを受けて追認するにとどまっていることから、内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学審議会」のマネジメントのもと、改善・向上に取り組むことが望ましい。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

① **大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

学校法人東日本学園は2020年3月から2025年3月までの計画として中期計画を策定し、経営管理の項目に運営管理の強化としてガバナンスの強化等を掲げている。その中期計画に基づく大学運営に関する方針は、法人組織、教学組織、事務組織における意思決定のプロセス、権限・責任、大学運営のあり方を明確にし、

教職員間で共有することを目的とした「管理運営方針」を定めている。これらの計画や方針はホームページに公開し、周知している。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を設定し、明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学校法人の運営においては理事会、教学組織においては学長を議長とする評議会を設置している。

学長や教授会の役割・責務は2020年に策定したガバナンス・コードに示している。また、学長の権限は学則や教授会規程等に明示し、その他の役職者については「教員職位規程」にて定めている。

適切な大学運営にあたり、学部長会議では、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定等を審議し、評議会では、教育及び研究の基本に関する事項等を審議しており、その役割はそれぞれの規程において定めている。各学部・研究科では「教授会規程」「大学院研究科委員会規程」を定めており、更に各学部に「教務委員会」や「学生委員会」を設置し、規程を定めたうえで教育課程の編成や学生の厚生補導等に関する事項について協議している。また、その他附属施設、センター等においても規程を定めている。これら諸規程により審議・協議した事項は最終的に評議会や理事会にて審議、報告し、意思決定を行っている。

以上のことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているといえる。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、経営企画部財務課が予算編成方針の草案を作成し、原案としてまとめられた方針が常任理事会に上程され、理事長が決定している。

予算の執行は「経理規程」に基づき会計システムを用いて執行している。また、全ての予算執行状況は毎月、理事長に報告を行い、年度途中で発生した想定外の案件については、補正予算の編成等により運用している。なお、各予算編成単位の責任のもと、「経理規程」に基づいて執行するとともに、予算執行に係るプロセスの変更が発生した場合にはその都度、要領を示すことで予算執行における透明性の確保に努めている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務局組織については、「事務組織規程」に基づく事務局として、経営企画部、学務部、広報部、学術交流推進部及び医療管理部をもって構成している。

職員の人事に関しては「職員人事選考手続規程」に基づき、職員人事選考委員会を設置して職員の採用、昇任、昇格、異動及び人事諸制度に関することを協議している。

多様化、専門化する課題に対応するための職員の育成、配置の状況については、業務に必要な専門性を有する事務職員を中途採用で募集することで対応している。

大学運営における教員と職員の協働については、常任理事会、評議会、及び「全学審議会」の各会議に事務局長、事務局次長、事務部長等が出席することで協働を図っている。

職員に対する業務評価に関して、公正な処遇を行い、人事考課・異動・役職任免等の人事管理の適正な運用を図ることを目的とした「事務職員職能資格規程」を整備し、職務内容、勤務態度、職務能力の評価を行っている。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため「北海道医療大学SD活動推進委員会規程」を定め、教職員のスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を「職員研修規程に定める活動のほか、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための活動（FD活動を除く）」と定義し、大学の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能に関する事項や内部質保証、大学改革に関する事項等について、学内研修、学外研修、自己啓発支援に分けて研修を実施している。教職員一体となった活動である「全学SDセミナー」では、設置する学部・学科に関連する分野の志願者動向等についての研修を専門の講師を招いて実施している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

監査については、理事長のもとに設置する監査室が「学校法人東日本学園内部

監査規程」に基づき内部監査を実施している。また、「学校法人東日本学園監事監査規程」に基づき監事による定期監査を年に3回実施している。

大学運営の適切性の点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、部局の「点検・評価委員会」ではなく、「全学審議会」により「自己点検・評価チェックシート」を用いた点検・評価が行われている。このチェックシートの結果は必然的に「全学審議会」にて改善が必要な事項を審議することになっている。

以上のことから、大学運営の適切性について各部局において点検・評価を行い、その結果を「全学審議会」に報告している。ただし、「基準2 内部質保証」で指摘したとおり、上記の改善は各部局で行われており、「全学審議会」ではこれを受けて追認するにとどまっていることから、内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学審議会」のマネジメントのもと、改善・向上に取り組むことが望ましい。

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2020年～2025年までの法人の運営指針として「学校法人東日本学園 中期計画」を策定している。同計画では、「全国的にブランド力がある医療系総合大学としての地位を確立する」ことをビジョンに掲げ、財政基盤の確立に向けた具体的な財政計画として、学生生徒等納付金収入の確保や外部資金の獲得、寄付金収入の増加、医療機関収支の改善、人件費の抑制、経費の削減等を示している。また、同計画の中間地点に当たる2023年度には、各計画の進捗状況の確認を実施している。

さらに、2028年度の新キャンパス増設に向けて、2031年度までの事業活動収支計算書に基づく財務シミュレーションを実施しており、2026年度入学者より学生生徒等納付金を改定して事業活動収入を増加させるとともに、キャンパス増設時に医療機関を統合再編して効率的な運営等による収支改善に取り組むことにより、2030年以降の収入超過を見込んでいる。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画を策定しているといえる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率について、「医歯他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ、

事業活動収支計算書関係比率に関し、法人全体では人件費比率が高く、事業活動収支差額比率が低くなっており、大学部門では人件費比率が低く、事業活動収支差額比率が高くなっている。また、教育研究経費比率は、法人全体、大学部門ともに同平均に比して低い状況が続いている。

貸借対照表関係比率については、同平均に比べ、純資産構成比率及び流動比率が高く、総負債比率が低い状況となっており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持しながら推移している。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金の獲得については、中期計画において科学研究費補助金の採択率向上を掲げ、事務局内に研究推進課を設置するなどの支援体制の整備を進めているほか、ふるさと納税型の寄付金を導入するなど、工夫している。それにより、一定の成果が上がっているといえる。今後もさまざまな取り組みを継続することにより、外部資金の獲得につなげていくことを期待したい。

以上

北海道医療大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	学校法人東日本学園寄附行為
	建学の理念
	本学の教育理念・教育目的・教育目標
	大学学則
	大学院学則
	薬学部 教育理念・教育目的・教育目標
	歯学部 教育理念・教育目的・教育目標
	看護福祉学部・看護学科 教育理念・教育目的・教育目標
	看護福祉学部・福祉マネジメント学科 教育理念・教育目的・教育目標
	心理科学部・臨床心理学科 教育理念・教育目的・教育目標
	リハビリテーション科学部・理学療法学科 教育理念・教育目的・教育目標
	リハビリテーション科学部・作業療法学科 教育理念・教育目的・教育目標
	リハビリテーション科学部・言語聴覚療法学科 教育理念・教育目的・教育目標
	医療技術学部・臨床検査学科 教育理念・教育目的・教育目標
	薬学研究科 教育理念・教育目的・教育目標
	歯学研究科 教育理念・教育目的・教育目標
	看護福祉学研究科 教育理念・教育目的・教育目標
	心理科学研究科 教育理念・教育目的・教育目標
	リハビリテーション科学研究科 教育理念・教育目的・教育目標
	医療技術科学研究科 教育理念・教育目的・教育目標
	学生便覧
	シラバス
	学校法人東日本学園 中期計画
	学校法人東日本学園 中期計画の進捗状況
	学校法人運営調査委員による調査結果について（通知）
	2023 年度第 331 回理事会 北海道医療大学 北広島ボールパーク増設関連プロジェクト
2 内部質保証	点検・評価規程
	内部質保証のための全学的な方針及び手続について
	現行の自己点検・評価体制図
	令和 5 年度点検・評価全学審議会構成員
	本学の基本方針（9 方針）
	教育に関する基本方針
	令和 5 年度自己点検・評価チェックシート
	令和 5 年度改善計画書
	令和 4 年度第 2 回点検・評価全学審議会議事録(20220512)
	令和 4 年度第 4 回点検・評価全学審議会議事録(20220721)
	令和 4 年度第 5 回点検・評価全学審議会議事録(20220908)
	令和 5 年度第 1 回点検・評価全学審議会議事録 (20230420)
	本学の教員の養成の状況についての情報の公表
	大学基準協会 改善報告書（北海道医療大学）
	【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書（医療技術学部臨床検査学科）
	【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書（医療技術科学研究科修士課程）
	2023（令和 5）年度アドバイザーボード報告書
	情報の公表

	自己点検・評価/大学評価 2022（令和4）年度自己点検・評価報告書
3 教育研究組織	組織図 北海道医療大学病院 北海道医療大学歯科クリニック 総合図書館 保健センター 情報センター 全学教育推進センター 予防医療科学センター 先端研究推進センター 薬学部附属薬用植物園 北方系伝統薬物研究センター 動物実験センター アイソトープ研究センター 認定看護師研修センター 薬剤師支援センター こころの相談センター 地域包括ケアセンター 国際交流推進センター 地域連携推進センター IR推進センター 北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校 2023（令和5）年度第332回理事会資料 外国人留学生サポートセンター設立について
4 教育課程・学習成果	大学・大学院の三方針 2019（令和元）年度第3回評議会議事録 薬学部の三方針 薬学研究科の三方針 歯学部の三方針 歯学研究科の三方針 看護学科の三方針 福祉マネジメント学科の三方針 看護福祉学研究科の三方針 心理科学部の三方針 心理科学研究科の三方針 理学療法学科の三方針 作業療法学科の三方針 言語聴覚療法学科の三方針 リハビリテーション科学研究科の三方針 医療技術学部の三方針 医療技術科学研究科の三方針 薬学部カリキュラムツリー（2023年度入学生） 薬学部カリキュラムマップ（2023年度入学生） 薬学部カリキュラムツリー（2022年度以前入学生） 薬学部カリキュラムマップ（2022年度以前入学生） 歯学部カリキュラムツリー 歯学部カリキュラムマップ 看護福祉学部カリキュラムツリー 看護福祉学部カリキュラムマップ 心理科学部カリキュラムツリー 心理科学部カリキュラムマップ リハビリテーション科学部カリキュラムツリー 医療技術学部カリキュラムツリー 医療技術学部カリキュラムマップ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム

	キャリア開発論Ⅰ
	キャリア開発論Ⅱ
	キャリア・プランニングⅠ
	キャリア・プランニングⅡ
	キャリア・プランニングⅢ
	キャリア・プランニングⅣ
	本学のキャリア支援
	薬学部履修規程
	歯学部履修規程
	看護福祉学部履修規程
	心理科学部履修規程
	リハビリテーション科学部履修規程
	医療技術学部履修規程
	多職種連携入門
	オフィスアワー
	転学科規程
	GPA 制度
	学位規程
	大学院薬学研究科学位規程施行細則
	大学院歯学研究科学位規程施行細則
	大学院看護福祉学研究科学位規程施行細則
	大学院心理科学研究科学位規程施行細則
	大学院リハビリテーション科学研究科学位規程施行細則
	大学院医療技術科学研究科学位規程施行細則
	大学院薬学研究科学位論文審査基準
	大学院歯学研究科学位論文審査基準
	大学院看護福祉学研究科学位論文審査基準
	大学院心理科学研究科学位論文審査基準
	大学院リハビリテーション科学研究科修士学位論文審査基準
	大学院リハビリテーション科学研究科博士学位論文審査基準
	大学院医療技術科学研究科学位論文審査基準
	北海道医療大学アセスメント・ポリシー
	FD 委員会規程
	FD 活動ウェブサイト (FD 活動について)
	FD 活動ウェブサイト (2022(令和4)年度 各学部・研究科 FD 委員会活動)
	FD 活動ウェブサイト (2022 年度 北海道医療大学 FD 研修報告書〈基本編・テーマ編〉)
	授業評価アンケート
	FD 活動ウェブサイト (授業公開)
5 学生の受け入れ	2024 年度学生募集要項
	2023 年度第 10 回評議会資料 アドミッションポリシー改定
	アドミッションセンター運営委員会議事録
	受験生向けサイト (入試情報)
	受験生向けサイト (学費等)
	受験生向けサイト (奨学金等・経済的支援制度)
	大学入学試験委員会議事録
	大学入学試験出題採点実施委員会細則
	大学入学試験面接監督実施委員会細則
	総合型選抜実施委員会細則
	入学者選抜にかかる体制図
	北海道医療大学アドミッションセンター規程
	受験生向けサイト (入試結果)
	2023 年度第 322 回理事会 北海道医療大学福祉マネジメント学科魅力化プロジェクト提案書
6 教員・教員組織	2016 (平成 28) 年度第 10 回評議会議事録
	求められる教員像および教員組織の編成方針
	教職員組織・年齢構成比

	開設授業科目における専任・兼任比率
	教員任用規程
	教員選考基準
	専任教員の学位及び主な研究内容について
	薬学部教授会規程
	歯学部教授会規程
	看護福祉学部教授会規程
	心理科学部教授会規程
	リハビリテーション科学部教授会規程
	医療技術学部教授会規程
	薬学部研究科委員会規程
	歯学部研究科委員会規程
	看護福祉学研究科委員会規程
	心理科学研究科委員会規程
	リハビリテーション科学研究科委員会規程
	医療技術科学研究科委員会規程
	学部長会議規程
	教員職位規程
	客員教員規程
	特任教員規程
	臨床教員規程
	ティーチング・アシスタントに関する取扱規程
	2023（令和5）年度第1回全学教育推進センター運営委員会議事録
	薬学部教員選考基準内規
	歯学部教員選考基準内規
	看護福祉学部教員選考基準内規
	心理科学部教員選考基準内規
	リハビリテーション科学部教員選考基準内規
	医療技術学部教員選考基準内規
	全学教育推進センター教員選考に関する内規
	予防医療科学センター教員選考基準内規
	2022(令和4)年度 TA 研修会
7 学生支援	学生支援に関する方針
	学生担任制度
	教育支援室・学習支援センター
	障がい学生支援規程
	障がい学生支援
	学生相談室
	ハラスメント防止の取り組み
	入学前教育
	歯学部シラバス 初級実践日本語
	歯学部シラバス 中級実践日本語
	奨学金規程
	特待奨学金内規
	大学院生奨学金内規
	薬学教育・研究者育成奨学金内規
	入学奨励金内規
	学生援助資金貸付制度
	奨学金案内サイト
	キャリア支援総合サイト
	学友会会則
	学生生活アンケート
	卒業・修了予定者アンケート
8 教育研究等環境	教育研究等環境の整備に関する方針
	2022 年度第1回情報センター運営会議

	2023 年度第 1 回情報センター運営会議
	2023 年度第 2 回情報センター運営会議
	学内無線 LAN 設備に関する情報公開
	安全ガイドブック
	災害対応マニュアル
	保安全管理規程
	北海道医療大学当別キャンパス防災管理規程
	北海道医療大学札幌あいの里キャンパス防災管理規程
	バリアフリーマップ (キャンパス案内)
	情報系科目シラバス
	情報センターからのお知らせ
	総合図書館規程
	図書館資料の収集・選定申合わせ
	図書館利用案内
	総合図書館 ラーニング・コモンズ
	教員研究費等配付基準表
	科学研究費公募案内 (メール配信)
	科研費研修会
	先端研究推進センター規程
	先端研究推進センター研究課題 採択課題
	専任教員の担当授業時間
	リサーチ・アシスタントに関する取扱規程
	TA・RA・特別研究員規程及び採用人数一覧
	教職員用遠隔授業情報サイト
	学校法人東日本学園北海道医療大学行動規範
	公的研究費等の不正使用等に関する防止計画
	北海道医療大学研究倫理規程
	北海道医療大学研究倫理指針
	薬学倫理審査委員会内規
	歯学倫理審査委員会内規
	看護福祉学部・看護福祉学研究科倫理審査委員会内規
	心理科学倫理審査委員会内規
	リハビリテーション科学倫理審査委員会内規
	医療技術学倫理審査委員会内規
	大学における研究活動の不正行為及び研究費等の不正使用防止に関する規程
	コンプライアンス教育の資料
	組換え DNA 実験安全委員会規程
	動物実験委員会規程
	利益相反委員会規程
	安全保障輸出委員会規程
9 社会連携・社会貢献	平成 28 年度第 8 回評議会議事録
	地域連携に関する基本方針
	公開講座(生涯学習事業)のご案内
	平成 28 年度第 5 回評議会議事録
	国際化に関する方針
	地域連携推進センター規程
	地域との連携
	高校教員の皆さまへ (高大連携事業紹介)
	国際交流推進センター規程
	国際交流 (交流実績紹介)
	海外語学研修 (実績紹介)
	台北医科大学とのデュアルディグリー制度に関する協定(Dual MOU TMU 2023)
	台北医学大学とのシンポジウム開催
	地域連携推進センター運営委員会資料
	国際交流推進センター運営委員会 議事録
	公開講座受講者アンケート

	イングリッシュプロジェクト 各種連携事業について案内パンフレット
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	管理運営方針 学長選任規程 教員役職候補者選考手続規程 ガバナンス・コード 東日本学園規程集（条文リスト）20230901 現在 学校法人東日本学園 理事会名簿（令和5年5月1日） 学生キャンパス副学長（SCP） リスク・危機管理マニュアル 2024（令和6）年度予算編成方針 経理規程 イントラネットによる予算管理 独立監査人の監査報告書 2018～2022 内部監査規程 監事による監査報告書 2018～2022 財務状況 事業報告書 コーポレートカード総合案内 職員人事選考手続規程 事務組織規程 北海道医療大学事務職員行動目標 事務職員職能資格規程 令和5年度 事務職員階層別研修（人事考課者・被考課者研修）実施要領 北海道医療大学SD活動推進委員会規程 自己啓発支援制度
10 大学運営・財務 (2) 財務	財務比率の推移 引当特定資産への繰入について 予算編成に係る留意事項 施設・設備等修繕計画 歯科ユニット更新計画 人件費ポイント 教育向上・改善プログラム 外部資金の獲得実績 資金運用規程 2023（令和5）年度事業計画 株式会社北海道医療大学パートナーズ 学園へのご寄附のお願い 財産目録_令和5年3月31日現在 財務計算書類 2018～2022 様式 07_01 5ヵ年連続財務計算書類
その他	表 1_教員一覧（専任教員数） 表 1_研究科指導教員・指導補助教員 表 1_設置基準教員数根拠（R5.5.1） 2023（R5）独立監査人の監査報告書 2023（R5）監事による監査報告書 2023（R5）財務計算書類 事業活動収支計算書シミュレーション

北海道医療大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	学校法人東日本学園 中期計画
	学校法人東日本学園 中期計画の進捗状況
	大学基準協会 改善報告書（北海道医療大学）
	学校法人運営調査委員による調査結果について（通知）
	2023 年度第 331 回理事会 北海道医療大学 北広島ボールパーク増設関連プロジェクト
2 内部質保証	現行の自己点検・評価体制図
	令和 5 年度点検・評価全学審議会構成員
	2023（令和 5）年度アドバイザーボード報告書
	令和 5 年度第 11 回点検・評価全学審議会議事録(20240307)
	2023（令和 5）年度改善方策実施報告書
	令和 5 年度第 5 回点検・評価全学審議会議事録(20230906)
	令和 6 年度第 1 回点検・評価全学審議会議事録(20240412)
	令和 4 年度第 4 回点検・評価全学審議会議事録(20220721)
	令和 4 年度第 5 回点検・評価全学審議会議事録(20220908)
	令和 5 年度第 1 回点検・評価全学審議会議事録（20230420）
3 教育研究組織	第 4 回看護学科会議録（2021 年 7 月）議事録①
	第 4 回臨床福祉学科会議録（2021 年 7 月）議事録①
	令和 5 年度 2 回目 心理科学部教育委員会部会中間答申（2023 年 8 月 8 日心理科学部教育委員会資料）
4 教育課程・学習成果	薬学部履修規程
	歯学部履修規程
	看護福祉学部履修規程
	心理科学部履修規程
	リハビリテーション科学部履修規程
	医療技術学部履修規程
	（薬） 上限を超えて履修登録している学生数・収容定員に対する割合、該当学生の履修登録単位数の平均・最大のデータ
	（看護福祉） 上限を超えて履修登録している学生数・収容定員に対する割合、該当学生の履修登録単位数の平均・最大のデータ
	（心理） 上限を超えて履修登録している学生数・収容定員に対する割合、該当学生の履修登録単位数の平均・最大のデータ
	（薬） 対象外を示す根拠 GPA 対象外科目（2023）
	（薬） 選択科目中特に履修することを指定した科目
	（心理科学研究科） ガイダンス配付資料
	令和 5 年度授業公開実施状況
	R5 年度 FD 授業参観心理数値
	FD 活動ウェブサイト（授業公開）
5 学生の受け入れ	入学者選抜にかかる体制図
	事務組織規程
	大学入学試験委員会議事録
	大学入学試験出題採点実施委員会細則
	大学入学試験面接監督実施委員会細則
	試験監督等依頼メール
	可否判定教授会議事録
	一般選抜説明会開催メール
	2023 一般選抜前期実施要領
	進学相談会参加報告書
	2023.12 韓国留学フェア要領
	2022.11 韓国出張報告

	2023.7 台湾日本留学フェア 外国人留学生入学リスト
6 教員・教員組織	教員任用規程 教員公募資料 R5 心理院 FD (臨床教育を考える WG 参加者) 各学部・研究科 FD 委員会活動 (2023~2019 年度)
7 学生支援	令和 6 年度第 1 回 留学生サポートセンター運営委員会 資料 令和 6 年度第 1 回 留学生サポートセンター運営委員会 議事録 R6 (2024) 学外団体_外国人留学生対象奨学金実績一覧 (2024.7 月更新) 住居に関する留学生支援について 留学生の進路 R2~R6 特待奨学生 (外国人留学生) 一覧 R5 退学休学留年状況 R6-2 学部長会議次第 入学者追跡調査 R5 薬学部学生担任対応指針 R5 歯学部. 教育体制および教育支援体制. 230220 R5 看護福祉学部クラス担任と学生委員懇談会資料 R5 心理科学部学生担任対応指針 R5 リハビリテーション科学部学生担任対応指針 令和 6 年度 医療技術学部 学生担任業務指針 薬学部就職委員会議事録 (第 1 回~第 3 回) 看護福祉学部就職委員会議事録 (第 1 回~第 4 回) 心理科学部就職委員会議事録 (第 1 回~第 2 回) リハビリテーション科学部就職委員会議事録 (第 1 回~第 3 回) 医療技術学部就職委員会議事録 (第 1 回~第 3 回) 薬学部令和 5 年度キャリア就職支援スケジュール (最終) 看護福祉学部令和 5 年度キャリア・就職支援: 学科別年間スケジュール (最終) 心理科学部令和 5 年度キャリア・就職支援スケジュール (最終) 令和 5 年度 キャリア・就職支援スケジュール (最終) 医療技術学部令和 5 年度 就職支援スケジュール (最終) 保健センター運営委員会規程 北海道医療大学保健センター規程 障がい学生支援委員会規程 学生委員会規程
8 教育研究等環境	授業評価アンケート 学生生活アンケート 卒業・修了予定者アンケート 薬学倫理委員会構成員一覧 歯学倫理委員会構成員一覧 看護福祉学倫理委員会構成員一覧 心理科学倫理委員会構成員一覧 リハビリテーション科学倫理委員会構成員一覧 医療技術学倫理委員会構成員一覧
9 社会連携・社会貢献	北海道医療大学国際化に関する基本方針の一部変更について
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	中期計画及び管理運営方針の関連 【説明文】意思決定や権限執行等が関連法令や規程に従ってどのように行われているのか 企画書 SCP キャンパスライフ改善アンケート 15 期 アンケートフォーム内容 【SCP】 キャンパスライフ改善アンケート - Google フォーム 回答集計 キャンパスライフ改善アンケート SCP 令和 5 年度球技大会「スポーツフェスティバル」開催報告トピックス SCP 新入生歓迎学友会紹介ポスター

	専門的な知識、技能を有する職員の採用資料
	現行の自己点検・評価体制図
その他	学長プレゼン 2024 大学基準協会
	全学 SD セミナー集計結果資料
	2023 (R5) 点検・評価全学審議会議事録
	2023 (R5) 点検・評価全学審議会資料
	各学部・研究科点検評価委員会議事録
	看護福祉学部カリキュラムツリー
	看護福祉学部カリキュラムマップ
	組織図 (2024. 5. 1)
	全学連携地域包括ケア実践演習 概要説明資料 (広報誌抜粋)
	全学連携地域包括ケア実践演習 履修者名簿 (2022~2024 年度)
	(2023 年度卒) 卒業予定者アンケート報告書【学部】
	(2023 年度卒) 修了予定者アンケート報告書【大学院】
	(2023 年度卒) 卒業・修了予定者アンケート様式各種 (大学・大学院)
	中期財務計画の設定条件 (財務シミュレーション説明根拠)

北海道医療大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
4 教育課程・学習成果	第 337 回理事会（9 月 25 日）議事録（抄録）